

8 許可の基準の概要

許可が必要なものはもちろんのこと、適用除外等により許可を受けずに出すことのできる広告物についても守らなければならない広告物の基準です。

(1) 通則的基準の主なもの (条例第19条ほか)

- ① 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観風致を害するおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。
- ② 公衆に危害を及ぼすおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。
- ③ 原則として、蛍光塗料及び蛍光フィルムは使用できません。

(2) 個別的基準の主なもの (規則・別表第3第4の規格)

① 広告塔・広告板

ア 土地に直接設置するもの

(7) 広告物等の上端は、地上10m以下としてください。ただし、商業地域内に設置する自家用広告物で、自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する場合については、13m以下とすることができます。

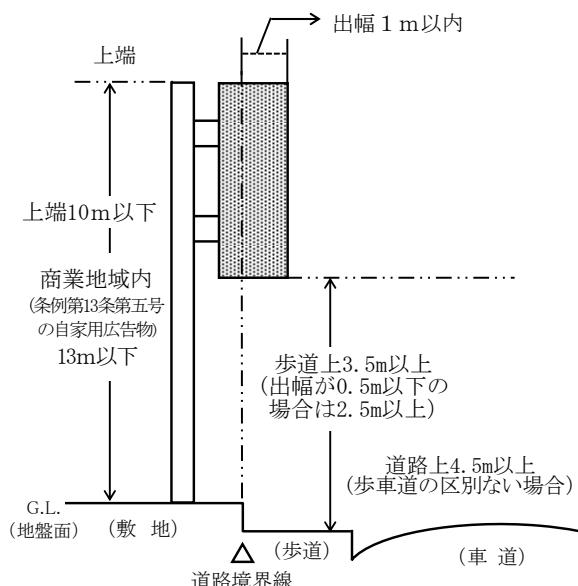
(イ) 道路の上空に突出するものは、道路境界線からの出幅を1m以下としてください。

また、広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあっては地上3.5m以上(道路境界線からの出幅が0.5m以下の場合は2.5m以上)とし、歩車道の区別のない道路上にあっては地上4.5m以上としてください。

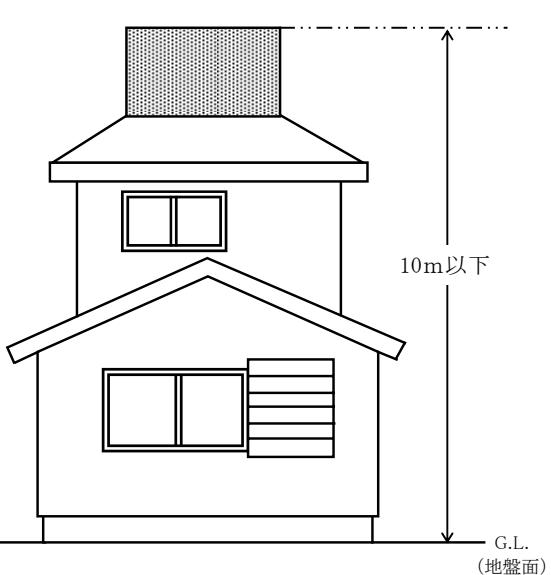
イ 建築物の屋上を利用するもの

(7) 木造建築物の屋上に設置するものの高さは、地盤面から10m以下としてください。

ア 土地に直接設置するもの



イ(ア) 木造建築物の屋上設置

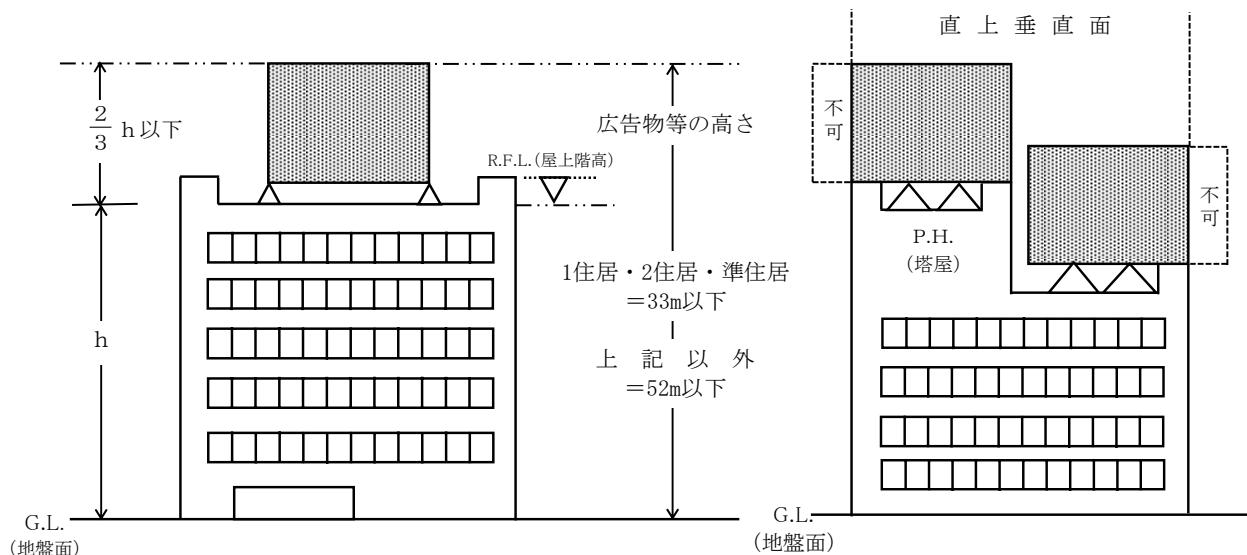


(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物の屋上に設置する広告物等（地盤面から広告物等の上端までの高さが10m以下のものは除きます）は、地盤面から設置する箇所までの高さの三分の二以下で、かつ、地盤面から広告物等の上端までの高さは、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域内にあっては33m以下、その他の用途地域においては52m以下としてください。

なお、P.H.（階段室・昇降機塔等）に設置するものは、窓口に御相談ください。

(ウ) 建築物の壁面の直上垂直面から突出して設置しないでください。

イ(イ)・(ウ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物の屋上に設置



② 建築物の壁面を利用するもの

ア 地盤面から広告物等の上端までの高さが、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域内にあっては33m以下、その他の用途地域においては52m以下としてください。

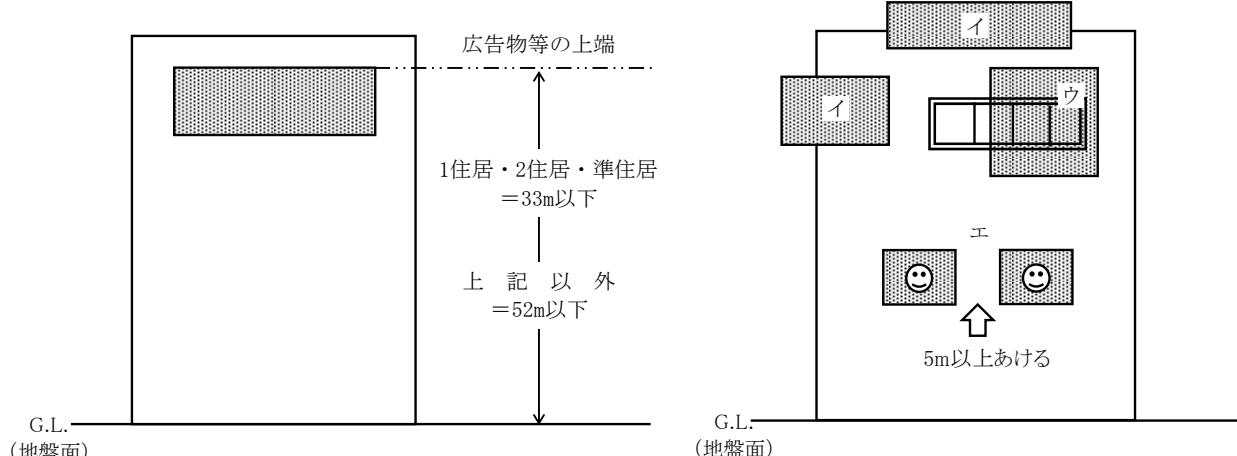
イ 壁面の外郭線から突出して表示することはできません。

ウ 窓又は開口部を塞いで表示しないでください。ただし、広告幕の場合は、非常用進入口、避難器具が設置された開口部以外は除かれます。

エ 建築物の一壁面に内容を同じくする広告物等を表示する場合においては、各広告物等の間隔を5m以上離してください。

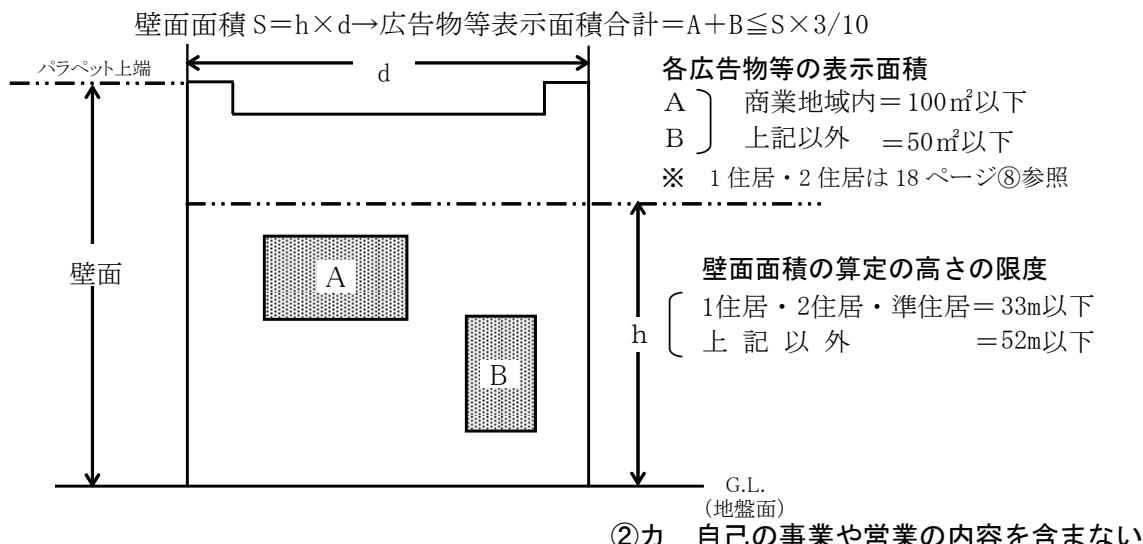
ア 広告物等の上端までの高さ

イ 外郭線から突出はできない。
ウ 窓又は開口部を塞がない。
エ 同一広告物等の間隔



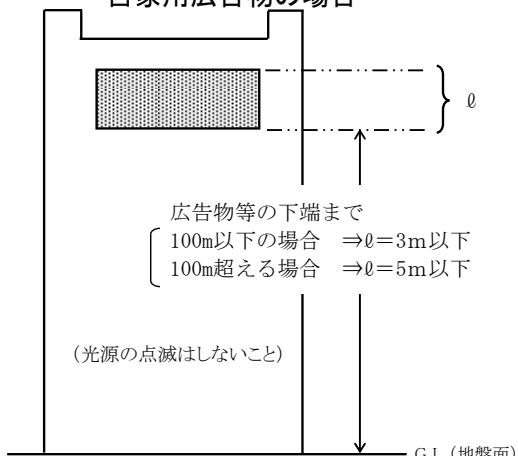
オ 各広告物等（広告幕を除きます）の面積は、商業地域内においては 100 m^2 以下、商業地域以外においては 50 m^2 以下としてください。

また、広告物等（広告物等の表示期間が7日以内のものを除きます）を表示・設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計は、当該壁面面積の10分の3以下としてください。



②カ 自己の事業や営業の内容を含まない自家用広告物の場合

カ 自己の事業や営業の内容を含まない自家用広告物については、アの規定を超えて設置することができる場合があります（3ページの自家用広告物の適用除外を参照）。この場合は、特別なケースとなりますので、窓口に御相談ください。

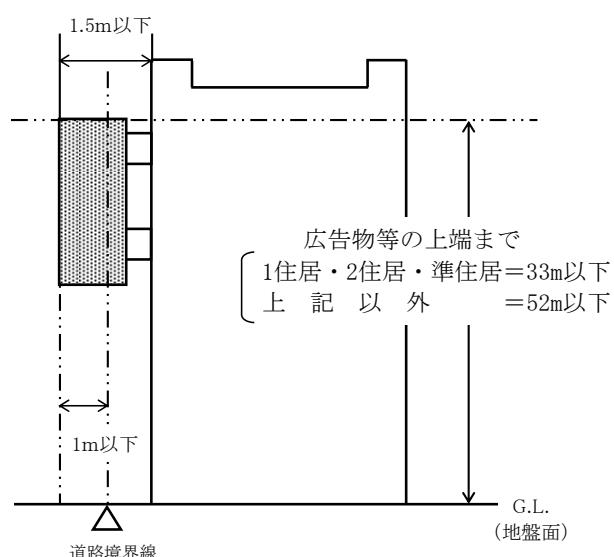


③ 建築物から突出する形式のもの

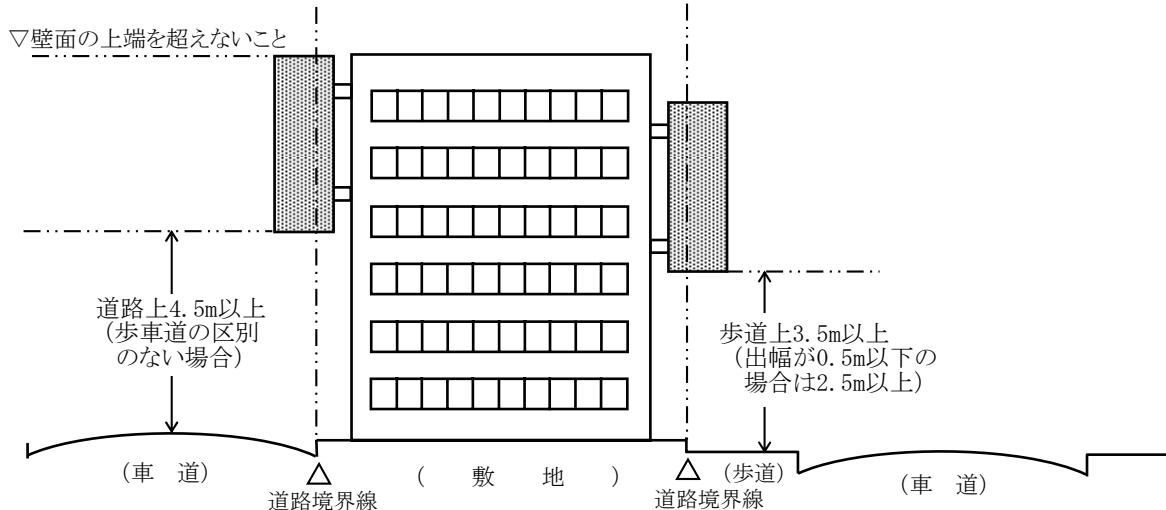
ア 地盤面から広告物等の上端までの高さが、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域内にあっては33m以下、その他の用途地域にあっては52m以下としてください。

イ 広告物等（つり下げのものを含む）の道路境界線からの出幅が1m以下であり、かつ、建築物からの出幅が1.5m以下としてください。

③ア・イ 建築物から突出する広告物等



ウ 広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあっては地上 3.5m以上（道路境界線からの出幅が 0.5m以下の場合は 2.5m以上）とし、歩車道の区別のない道路上にあっては地上から 4.5m以上としてください。



エ 広告物等の上端が当該広告物等を表示する壁面の上端を超えないでください。

オ 広告物等の構造体は鉄板等で覆うなどして露出させないでください。

④ 道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置するもの

- ア 鉄道及び軌道の路線用地から展望できる野立広告物及びこれに類するものは、距離・間隔・高さ・面積・表示方法等について規制があります。
- イ その他一部の道路沿いの広告物については、別に基準・規格がありますので、都・区・市又は多摩建築指導事務所の屋外広告物の担当にお問い合わせください。

⑤ 電車又は自動車の車体の外面を利用するもの

自動車については、条例の対象は、道路運送車両法に基づく登録を受け、登録の使用の本拠の位置（車庫証明書を受けた場所）が東京都内の自動車が対象となります。

車体利用広告については、意匠等作成経過報告書の提出が必要な場合があります。

ア 車 体 利 用 広 告	種 别	許可の基準・規制等
	乗用車、貨物自動車、バス又は電車	<ul style="list-style-type: none"> ■ 許可が不要な広告物 <ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者又は管理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するもの ○ 自動車の車体に非営利広告物等（規則第 18 条第一号）を表示するもの ■ 許可を受けて出せる広告物 <ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するもの
	イ 路線バス※、観光バス又は路面電車 ウ 電車 エ ハイマー及びタクシー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可を受ければ、第三者等の広告物が表示できます（規模等の概要は次ページ以降を参照してください）。 ○ ハイマー及びタクシーについては、窓の内側から外側に向けて第三者等の広告物を表示した車両は、上記の第三者広告は表示できませんので御注意ください。
広告宣伝車		自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）別表第二に規定する広告宣伝用自動車として登録されたもの 消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色を使用しないこと。

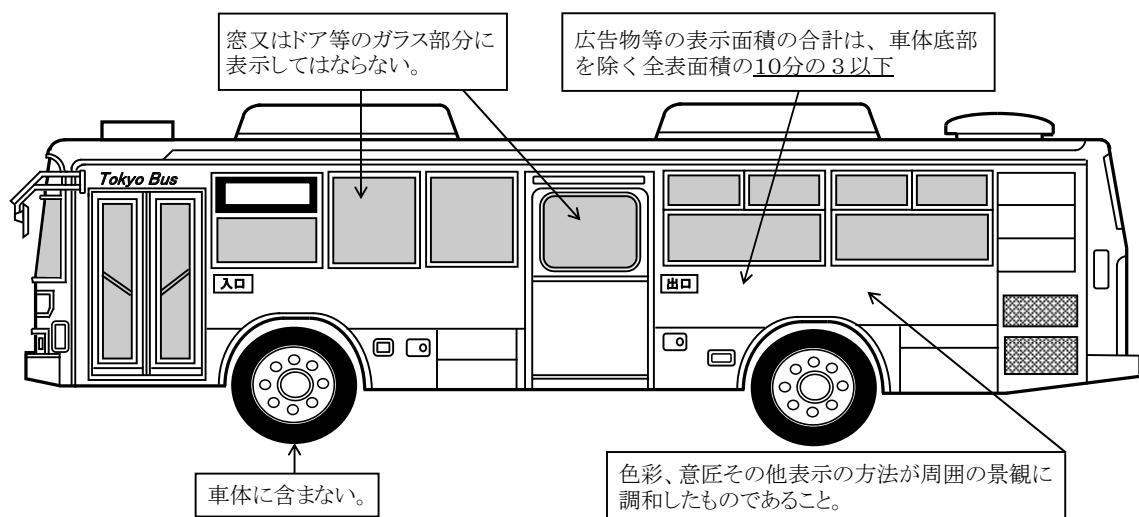
※ 路線バスで、長方形の枠を利用する方式の場合は第三者広告物が掲出できます。

ア 車体利用広告共通事項

(7) 電光表示装置等により映像を映し出すものなど、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等や、運転者を幻惑させるおそれのある、発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有する広告物等は、表示・設置しないでください。

(イ) 車体の窓又はドア等のガラス部分には広告物等を表示・設置しないでください。

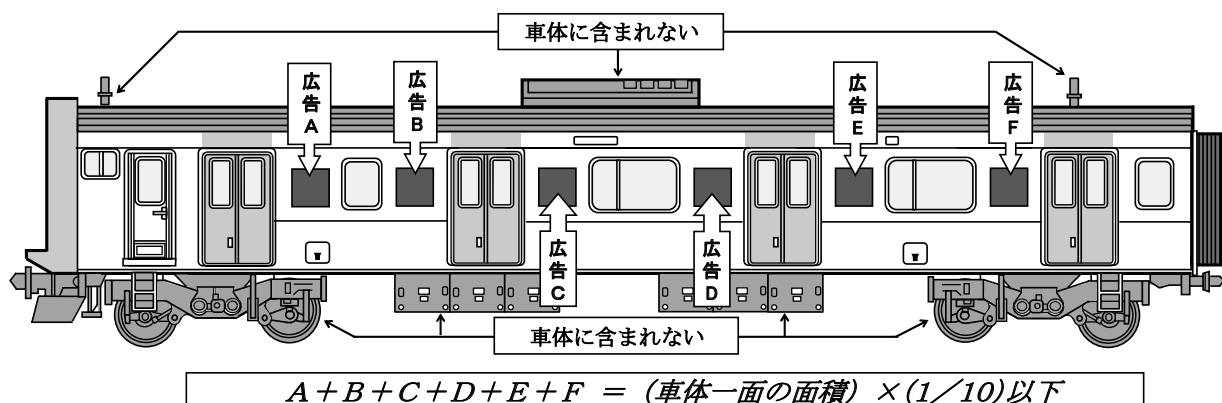
イ 路面電車、路線バス・観光バスの車体の外面を利用する広告物等



広告物等の表示面積の合計は、車体底部を除く全表面積の 10 分の 3 以下としてください。

バス会社等の識別性が低下するため、車体前面への広告は表示しないでください。

ウ 電車（路面電車を除く）の車体の外面を利用する広告物等



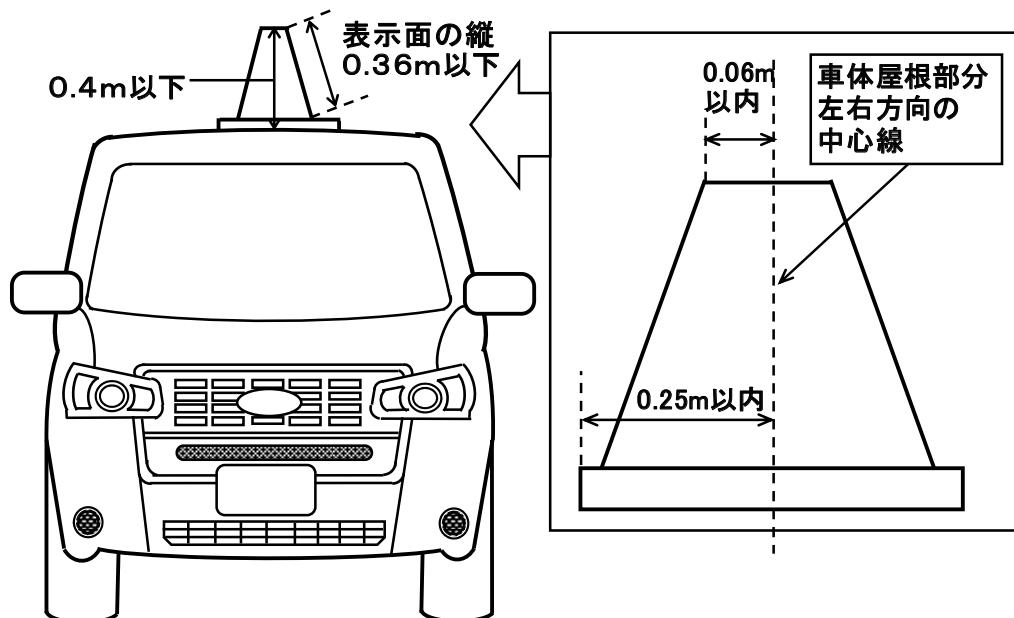
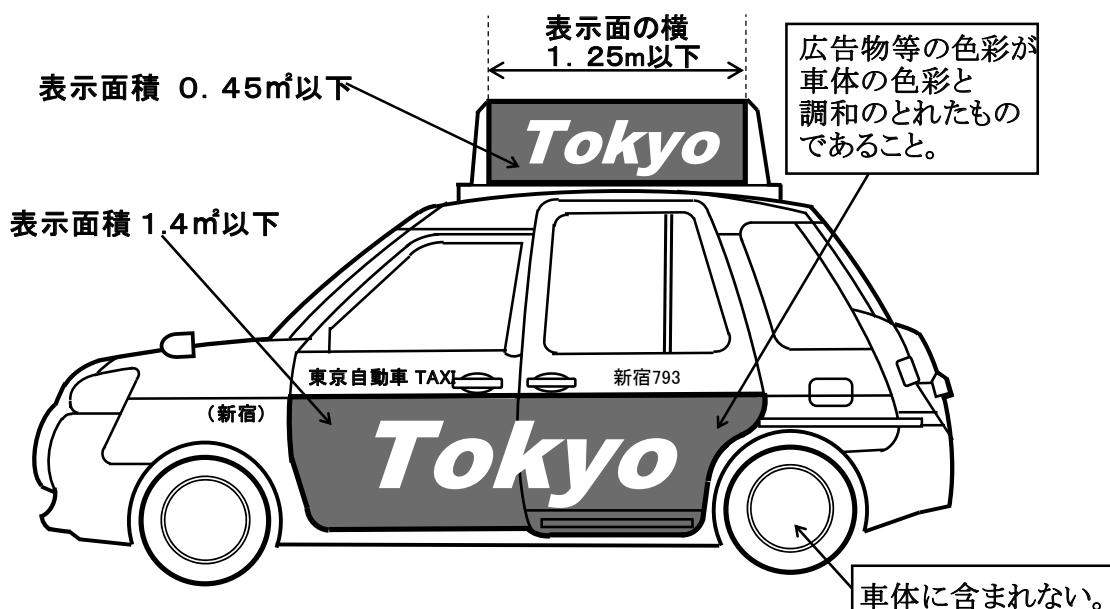
※表示面積の算定にあたっては、電車のボディー(台車、上部の換気口の突起、パンタグラフ等はボディーに含まれない。)を前・後・左・右・上・下に分け、丸みがかかった部分は、どちらかと一体と考える。

車体の一の外面における各広告物等の表示面積の合計は、当該外面面積の 10 分の 1 以下としてください。ただし、次に掲げる広告物等のみを表示する場合においては、車体の一の外面における各広告物等の表示面積の合計は、当該外面面積の 10 分の 3 以下とすることができます。

(ア) 所有者又は管理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するもの

(イ) 電車の車体に非営利広告物等（規則第 18 条第一号）を表示するもの

- (イ) 電車（路面電車を除く）の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するもの
- (ロ) 電車（路面電車を除く）を利用した催物、行事等を表示するための広告物等で表示期間が6か月以内のもの
- (ハ) 国又は地方公共団体が地域の振興を目的として表示するもの
- エ** ハイヤー及びタクシー（車体の窓又はドア等のガラス部分の内側から外側に向けて第三者等の広告物を表示した車両を除きます）の車体の外面を利用する広告物等



オ その他（イからエまでに共通する事項）

- (ア) 色彩、意匠その他表示の方法は周囲の景観に調和したものにしてください。
- (イ) 車体各面に表示する広告物は、二広告物以下（エについては、1台の車両に表示する広告物は、一広告物以下）としてください。
- (ウ) そのほか、詳しい基準については、屋外広告物担当の窓口で御確認ください。

⑥ 自転車に表示する広告物は、車体のフレーム本体（前かごを含む）への表示のみが可能です。掲出物件等を搭載・設置することはできません。

⑦ 電柱・街路灯柱及び標識を利用する広告物等の規格は、多摩建築指導事務所又は区の屋外広告物担当にお問い合わせください。

⑧ 第1種・第2種住居地域内における広告物等の規格

第1種・第2種住居地域内に設置する広告物等（自家用広告物及び工事現場の板塀等に表示される宣伝の用に供されていない絵画以外）の表示面積は、各広告物当たり 10 m^2 以下としてください。

⑨ 第1種・第2種低層住居専用地域の境界線から 50m 以内に設置する広告物等の禁止事項
光源の点滅はしないでください。ただし、展望できないものは除きます。

⑩ 第1種文教地区及び風致地区で禁止区域から除外した区域内に設置する広告物等の禁止事項

露出したネオン管又は赤色のネオン管を使用せず、光源の点滅はしないでください。

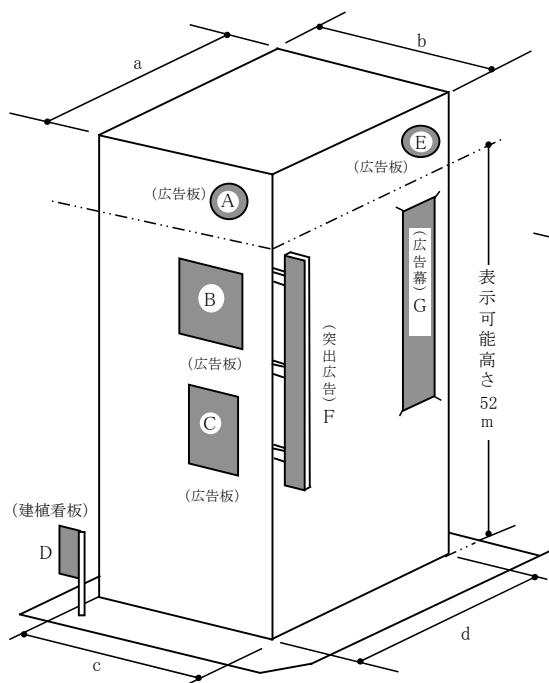
⑪ 景観計画区域のうち知事の指定する区域の規格

条例に定める一般的な基準に加えて、21 ページから 30 ページまでに掲げる規制が適用されます。

(3) 広告物の総表示面積の規制（総量規制）（条例第22条、規則第20条）

近隣商業地域及び商業地域内にある高さが 10m を超える建築物に表示する広告物の総表示面積は、一建築物の総壁面面積（第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあっては 33m、それ以外の地域にあっては 52m までの高さの部分の面積）の 60% を超えない面積としてください。ただし、表示期間が 7 日以内のものは除きます。

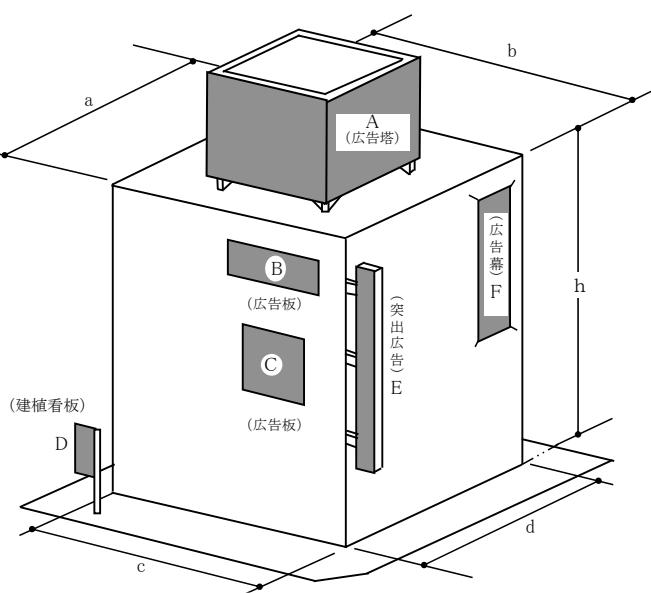
例）[建築物の高さ 52m 以上]



建築物の高さ 52m 以上

$$\begin{aligned}\text{総壁面面積 (W)} &= (a + b + c + d) \times 52\text{m} \\ \text{広告物の総表示面積} &= A + B + C + E + F + G \leq W \times (6/10)\end{aligned}$$

例）[建築物の高さ 52m 以下]



建築物の高さ 52m 以下

$$\begin{aligned}\text{総壁面面積 (W)} &= (a + b + c + d) \times h \\ \text{広告物の総表示面積} &= A + B + C + E + F \leq W \times (6/10)\end{aligned}$$